

平成18年9月15日

各 位

株式会社 三井住友銀行

「生体認証 I C キャッシュカード」利用可能場所の拡大について

株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之）は、平成18年10月2日（月）より日本郵政公社と生体認証対応 A T M の相互利用を開始します。
また、本年度中に生体認証対応 A T M を約 1, 5 0 0 台増設します。これらの利用チャンネルの拡大により、生体認証 I C キャッシュカードの利便性を向上させてまいります。

1. 日本郵政公社との生体認証対応 A T M 相互利用

平成17年12月より発行開始した生体認証 I C キャッシュカードは、強固なセキュリティを実現する一方で、現在までは当行の本支店 A T M とコンビニ a m / p m に設置の @ B A N K での利用に限られておりました。今回、同じ指静脈認証を採用する日本郵政公社との生体認証対応 A T M の相互利用を開始することで、当行の生体認証 I C キャッシュカードが利用可能な A T M 台数が飛躍的に増加します。

2. 生体認証対応 A T M の台数、設置拠点の拡大

約 8 0 0 ヶ所の当行店舗外 A T M コーナーに最低 1 台の生体認証対応 A T M を設置することで、当行の全店舗で生体認証 I C キャッシュカードが利用可能となります。今年度中に当行の生体認証対応 A T M の台数は約 3, 6 0 0 台（生体認証対応率：約 5 3 %）となる予定です。

当行では、引き続きキャッシュカード取引のセキュリティ強化を図るとともに、お客さまのさらなる利便性向上に取り組んでまいります。

以 上

<参考1> 日本郵政公社との生体認証対応ATMの相互利用について

- (1) 日本郵政公社の生体認証対応ATMで当行キャッシュカードを利用する場合
利用可能なキャッシュカード種類と出金限度額は以下のとおりです。

キャッシュカード種類	日本郵政公社の生体対応ATMでの出金限度額/日
生体認証ICキャッシュカード	200万円
ICキャッシュカード (ICチップ取引)	ICチップ取引として設定された限度額 (最大50万円)
磁気ストライプキャッシュカード	磁気ストライプ取引として設定された限度額 (最大50万円)

- (2) 当行の生体認証対応ATMで日本郵政公社キャッシュカードを利用する場合
カード種類毎に下記の取引となります。それぞれの出金限度額は、日本郵政
公社の定めによります。

キャッシュカード種類	取引種類
磁気ストライプキャッシュカード	磁気ストライプ取引
郵便貯金ICキャッシュカード (生体情報登録済)	生体認証取引
郵便貯金ICキャッシュカード (生体情報未登録)	ICチップ取引

<参考2> 生体認証対応ATMの台数、設置拠点の拡大について

(2006年8月末現在)

	現状の台数	今年度計画の 増加台数	今年度末の 台数見込み	備考
本支店 (有人)	925	598	1,523	各店2台以上
店舗外ATM (含む@BANK)	1,172	906	2,078	各拠点1台以上
合計	2,097	1,504	3,601	

本年度末までに全拠点に最低1台の生体認証対応ATMを設置します。